

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 8 月 6 日
【会社名】	京浜急行電鉄株式会社
【英訳名】	Keikyu Corporetion
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川 俣 幸 宏
【本店の所在の場所】	横浜市西区高島 1 丁目 2 番 8 号
【電話番号】	045 (225) 9381
【事務連絡者氏名】	人財戦略部長 大 田 仁 史
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区高島 1 丁目 2 番 8 号
【電話番号】	045 (225) 9381
【事務連絡者氏名】	人財戦略部長 大 田 仁 史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2025年8月6日開催の取締役会において、業績や株価への意識をより高め、取締役等と同じ視点で業務に取り組み、持続的に企業価値を高めること、および中長期的なモチベーションアップと従業員エンゲージメントの向上を目的に、株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）（以下「本制度」といいます。）に係る株式給付規程を制定することについて決議し、併せて、本制度の導入に伴い、本制度に基づいて当社従業員のうち一定の要件を満たす従業員（以下「対象従業員」といいます。）への給付を行うために設定する信託に対する自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄（募集株式の銘柄） 京浜急行電鉄株式会社 普通株式

(2) 本自己株式処分の内容

発行数（募集株式の数） 200,000株

発行価格及び資本組入額

（ ）発行価格（募集株式の払込金額） 1,585.5円

（ ）資本組入額 該当事項はありません。

注1：発行価格は、直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,585.5円としております。なお、本自己株式処分の形式的な割当予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて対象従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として対象従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。払込期日は、2025年8月22日であります。

注2：本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

発行価額の総額及び資本組入額の総額

（ ）発行価額の総額 317,100,000円

（ ）資本組入額の総額 該当事項はありません。

注1：発行価額の総額は、直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,585.5円に発行数を乗じた額であります。なお、本自己株式処分の形式的な割当予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする本信託契約を締結することによって設定される信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて対象従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として対象従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

注2：本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(3) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

対象従業員 225名 200,000株

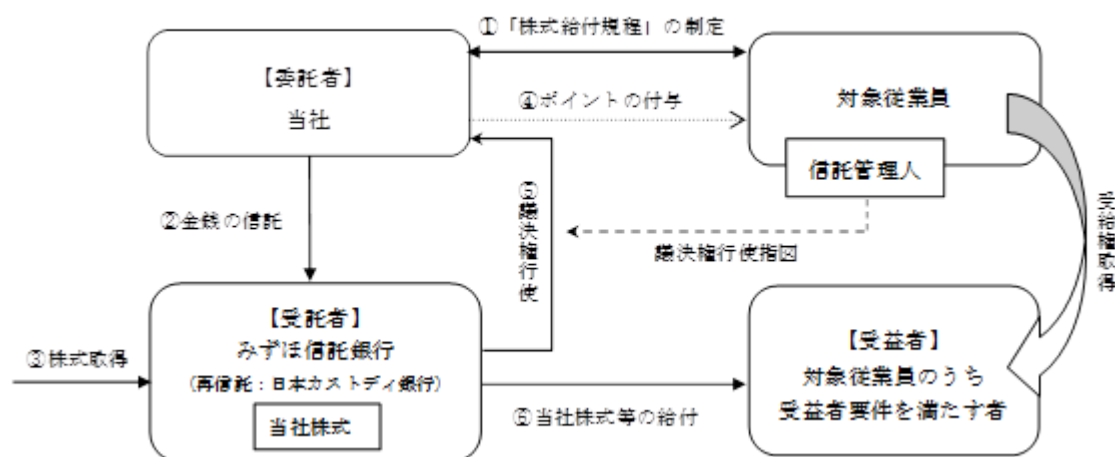
なお、下記「(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容」に記載のとおり、対象従業員には、役割等級に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式および当社株式の時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に対象従業員に給付される当社株式等の数は、対象従業員の役割等級に応じて変動いたします。

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との関係
該当事項はありません。

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本制度は、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームで、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、対象従業員に対して、当社株式等を給付する仕組みであり、その概要は以下のとおりです。当社は、対象従業員に対し、役割等級に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理いたします。

【本制度の仕組み】



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、本信託に金銭を信託（他益信託）します。

本信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づき対象従業員に、役割等級に応じてポイントを付与します。

本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。

本信託は、対象従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象従業員が「株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(6) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、対象従業員が株式給付規程に定める受益者要件を満たして給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口において、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して管理されます。

(7) 信託を用いて当該株券等を交付する場合に係る事項

当該信託の受益権の内容

株式給付規程に基づき付与されたポイントに応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けることができる権利です。ただし、株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けることとなります。

当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

200,000株

当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

対象従業員

以上